

滝沢市議会議長 日向 清一 様

総務教育常任委員会

委員長 相原 孝彦

総務教育常任委員会所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を次のとおり終了したので会議規則第77条に基づき報告します。

記

1 調査事件

- (1) 通学路における防犯灯の改修・増設による安全対策について
- (2) 滝沢市公共施設等総合管理計画（個別施設計画）について

2 調査結果

別紙のとおり

1 調査事項

通学路における防犯灯の改修・増設による安全対策について

2 調査理由及びその目的

通学路における安全対策を考えると、防犯灯の改修・増設は重要課題である。しかしながら防犯灯未設置（不足含む）区間や木柱の根腐れなど危険なものもある。特に、通学路における中学生の安全確保に対する市及び教育委員会の考え方、地域や学校等からの要望把握などは正確になされているか、また予算確保について調査・研究を行うものである。

3 総務教育常任委員会委員

委員長 相原孝彦

副委員長 柳橋好子

委員 角掛邦彦、仲田孝行、松村一、菅野福雄

4 調査内容

(1) 調査経過（関連資料は別添）

開催日	内容
令和元年11月15日（金）	【委員会内協議】 所管事務調査項目を「通学路における防犯灯の改修・増設による安全対策について」と決定し、調査の目的等を共有した。 【実地調査】 滝沢南中学校周辺、一本木中学校周辺の通学路の防犯灯を調査した。
令和元年12月5日（木）	【委員会内協議】 課題等を整理し、不明確な部分を共有した。
令和元年12月13日（金）	【委員会内協議】 引き続き調査が必要であるため、議会閉会中の継続調査の申し出を行うこととした。
令和元年12月25日（水）	【防災防犯課への事務調査『資料1』】 <内容> ・盛岡市との境界部分への対応 ・根腐れしている木柱への対策 ・電柱のないところへの防犯灯の設置の考え ・防犯灯が反対側についている箇所の移設予定 ・私道への防犯灯設置の考え ・設置基準

	<ul style="list-style-type: none"> ・LEDにしたことによる明るさ ・学校、自治会との連携 ・電柱設置の課題 ・積極的に現状や要望を把握する必要性 ・ソーラーシステムの考え、コスト
令和2年1月17日（金）	<p>【学校教育指導課への事務調査『資料2』】</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、PTAからの意見の把握方法、把握内容、解決策 ・学校、教育委員会、防災防犯課の連携
令和2年2月13日（木）	<p>【現地調査】</p> <p>(1) 調査先 一本木中学校、滝沢南中学校</p> <p>(2) 調査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の危険箇所の把握、通学路の指定基準 ・通学路の生徒の下校状況、事故状況 ・要望の把握、活動 ・関係団体等との連携
令和2年3月3日（火）	<p>【委員会内協議】</p> <p>報告書の内容に係る協議を行い、論点整理を行った。</p>
令和2年3月26日（木）	<p>【委員会内協議】</p> <p>報告書の内容に係る協議を行った。</p>
令和2年6月11日（木）	<p>【委員会内協議】</p> <p>報告書の内容に係る協議を行った。</p>
令和2年6月18日（木）	<p>【委員会内協議】</p> <p>報告書の内容に係る協議を行った。</p>
令和2年6月19日（金）	<p>【委員会内協議】</p> <p>報告書の内容を決定した。</p>

(2) 特記事項

ア 実地調査【令和元年11月15日（金）】

関係者等からの聞き取りは別日に実施することとし、まずは委員会のみで現地を調査し、現状確認を行った。

(ア) 滝沢南中学校周辺

- ・木柱の劣化が見られる。
- ・防犯灯の設置の高さ及び40mという間隔では十分に明るいとは言えない。
- ・盛岡市の部分が未設置である。

(イ) 一本木中学校周辺

- ・防犯灯が歩道の反対側についている区間がある。
- ・正式な通学路ではなく、私道が使われている場合がある。

イ 現地調査【令和2年2月13日(木)】

学校からの聞き取りを実施した。

(ア) 滝沢南中学校

実際に通学路の危険箇所の点検、またアンケート、PTAの理事会や総会、懇談会の際に情報を聞くなど、危険箇所の把握に努めており、小学校区の要望に含めた形で教育委員会へ報告している。学校から直接警察などへ要望している場合もある。

横断歩道、田圃道、大沢地内、蒼前神社付近、ビッグルーフ滝沢付近、郵便局付近が暗い実情があり、下校時暗くて怖いと感じた生徒がいたとの説明もあった。横断歩道が暗いために自動車が停止してくれないこともある。

生徒は基本的には集団下校しており、学校で把握している過去の事故件数は4件であったが、重篤な事故ではなくいずれも軽微な事故であったことが確認された。

その他、防犯灯と直接的な関係はないが、自転車保険への加入を推奨していること、冬の親の送迎が危険な場合があること、自転車の乗り方などの徹底が大切であること、出入り口の縁石が危険であること、横断歩道で待つスペースが自転車の向きが変えられるくらいの広さがあれば横断歩道で待っていることが自動車側から見て明らかだろうということが分かった。

(イ) 一本木中学校

通学路の危険箇所を把握し、小学校区の要望に含めた形で教育委員会へ報告している。また、スクールガードと一緒にマップづくりに取り組むなど、周知に努めていた。

基本的に集団下校しており、学校で把握している事故件数は0件であった。

いずみ巣子からの通学路は生徒たちやPTAと長年かけて協議し防犯灯を設置した経緯があるが、現在は個人の私有地が暗黙で通学路として使用されているという実状が明らかとなった。

その他、防犯灯と直接的な関係はないが、自転車保険への加入を必須としていること、一部の通学路が自衛隊のランニングコースとなっており、防犯上有難いとの話もあった。

5 考察

通学路における安全対策を考えると、防犯灯の増設・改修は重要課題である。特に、通学路が暗い(十分に明るいとは言えない)ことや木柱に防犯灯が設置されているものの、柱の劣化が進んでいること及び自治会等からの要望への対応が明確になっていないことが課題と捉えた。

通学路が暗いことについては、県道16号線(盛岡環状線)から「大沢米倉」「大沢

長坪」「盛岡市有地」地内を通る通学路において、盛岡市にかかる通学路では防犯灯が設置されていない箇所がある。また、通学路が自治会にまたがる部分については、学区内の連携を強め、課題を明確に捉えることが大事と考える。

歩道の反対側に防犯灯が設置されている箇所については早急に対処する必要がある。

「滝沢市防犯灯設置及び管理基準」では、各柱の間隔40mや添架の高さ4.5m以上の設置となっているが、十分な明るさが得られていない。

このような状況を検証した上で、光量の大きなLED照明への交換や太陽光発電による防犯灯設置など、「基準」の見直しを検討すべきである。

そのほか、市内全域の学校周辺の横断歩道付近へ防犯灯の設置及び光量を大きくすることにより、横断者が運転手から見えないということが解消され则认为。

次に劣化が進んでいる木柱については、担当課で把握していない現状であり、適切な管理がなされていない。実態を調査し、危険な木柱はコンクリート柱と交換し、適切な管理をすべきである。

最後に、要望の吸い上げから結果報告までの一連の流れを明確にするべきであり、学区内（各自治会・PTA・生徒等）の意見や要望が的確に把握され、それに対して行政がどのように対応したかを地域及び学校へ返していく仕組みづくりが必要である。

さらに、教育委員会と防災防犯課間の情報共有と連携を強化することにより課題解決につながるものとする。

6 その他

本調査により、令和2年度予算へ防犯灯の増設が反映されたことは評価される。

1 調査事項

滝沢市公共施設等総合管理計画（個別施設計画）について

2 調査理由及びその目的

平成29年3月に「滝沢市公共施設等総合管理計画」を策定し、個別施設計画については今まさに策定段階である。しかし、計画策定が遅出になっていること、また計画の優先順位の考え方において議会とのずれが生じていることが考えられる。

公共施設等の全体像を把握し、長期的な視点をもって、統廃合、長寿命化及び更新等を計画的に行うことが求められることから、進ちよく状況を確認するとともに、計画の重要度の明確化、スクラップ&ビルドの考えの有無、予算などについて調査研究を行うものである。

3 総務教育常任委員会委員

委員長 相原孝彦

副委員長 柳橋好子

委員 角掛邦彦、仲田孝行、松村一、菅野福雄

4 調査内容

(1) 調査経過（関連資料は別添）

開催日	内容
令和元年12月13日（金）	<p>【委員会内協議】</p> <p>所管事務調査項目を「滝沢市公共施設等総合管理計画（個別施設計画）について」と決定し、調査の目的等を共有した。</p> <p>なお、引き続き調査が必要であるため、議会閉会中の継続調査の申し出を行うこととした。</p>
令和元年12月25日（水）	<p>【委員会内協議】</p> <p>滝沢市公共施設等総合管理計画（個別施設計画）について、不明確な部分を共有した。</p>
令和2年1月17日（金）	<p>【財務課への事務調査『資料3』】</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の進ちよく状況 ・予算 ・優先順位 ・統廃合の考え方 ・中期財政計画への反映

令和2年3月3日（火）	【財務課への事務調査『資料4』】 ＜内容＞ ・計画の進ちょく状況
令和2年3月26日（木）	【委員会内協議】 報告書の内容に係る協議を行った。
令和2年6月11日（木）	【委員会内協議】 報告書の内容に係る協議を行った。
令和2年6月18日（木）	【委員会内協議】 報告書の内容に係る協議を行った。
令和2年6月19日（金）	【委員会内協議】 報告書の内容を決定した。

5 考察

個別施設計画は、他の自治体において既に策定されていたところも多く、本市は国が示した期限間際の策定となった。財源については特定財源を充てつつ「公共施設等適正化管理事業債」を活用して実施していく予定であることを確認した。

この時期の計画策定により「公共施設等適正化管理事業債」が活用できない可能性がある上、国の補助金及び社会資本整備総合交付金の率が下がってきており、計画通り実施できるか大変危惧される。

計画推進のためには、歳入拡大による一般財源の確保に向けた施策が必要である。事業債や有効な補助メニューを検討し、国や県へ公費の拡大をより強く求めていく要望活動を行い、財源を確保する努力が求められる。それに伴い、中期財政計画の見直しなども必要である。

また、安全・安心につながる整備内容を優先に改修を考えていることを確認したものの、市民の声を聞きそのニーズを十分にとらえて方向性を定め、市民のための計画であることが重要と考える。

学校施設において、小規模校（一本木小学校・一本木中学校・柳沢小中学校・姥屋敷小中学校）の大規模改修は計画にはなく、姥屋敷地区を含む北部地区の小中学校の統合も視野に入れた計画と推察された。

しかし、市の将来を担っていく児童・生徒の学習環境の改善は、何をおいても最優先されるべきである。学校は地域コミュニティを維持する上で重要な施設であり、地域の方々、児童・生徒の意見も考慮して決定されるべきである。

施設の廃止にあたっては地域の方々等への説明及び検討を行いながら、より具体的に施設別方針を明らかにしていく必要がある、サービスの低下を招くことがないような仕組み作りが必須と考える。

さらに、計画を着実に実行していくためには、施設の管理・運営に精通し、官民連携に関する理解や知識のある民間事業者との協働も選択肢のひとつと考える。